

徳之島町農業委員会

第4回定例会

議事録

令和7年4月15日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年4月15日（火）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第11号 農地法第3条許可申請議案について（8件）

第2 議案第12号 農地地目変更申請（非農地証明・現況証明）について（3件）

第3 その他

4. 委員

	出席	13人	欠席	1人
--	----	-----	----	----

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	欠席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

	出席	4人	欠席	0人
--	----	----	----	----

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主査	米 島 武勇幾

議長	おはようございます。これより令和7年4月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、6委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が8件、農地地目変更申請議案(非農地・現況証明)が3件、合計11件となっております。署名委員は、9委員と10委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案第11号、農地法第3条許可申請について、受付番号16号から23号まで事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の方から説明致します。 受付番号16号、譲渡人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、伊仙町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の1,091㎡。権利取得後の面積が、7,717㎡。農業の廃止、規模拡大です。反あたり約〇〇万円です。土地改良法による換地処分がされていて、〇〇さんは不動産からの紹介となっております。 続きまして受付番号17号、譲渡人、大阪府、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の1,975㎡。権利取得後の面積が、1,975㎡。贈与の受贈です。こちらも土地改良法による換地処分がされています。 続きまして受付番号18号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑、3,021㎡。権利取得後の面積が、10,492㎡。農業の縮小、規模拡大です。反あたり〇〇万円です。 続きまして受付番号19号、譲渡人は、4名おります。大阪府、〇〇歳、〇〇〇〇さん。大阪府、〇〇歳、〇〇〇〇さん。亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。兵庫県、〇〇〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、2,514㎡。農業の廃止、新規就農(さとうきび)です。反あたり〇〇万円です。 続きまして受付番号20号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人は、

事務局	大阪府、〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳。申請区分面積が、畑、7,805㎡。権利取得後の面積が、同じく7,805㎡。農業の継承、新規就農となっております。〇〇〇〇〇〇として参入する事になった経緯等について出ているんですが、資料はちょっと付けてないんですが、読みたいと思います。大阪府で〇〇〇〇としてやっていて、徳之島の譲渡人の知り合いと言う事で経緯を書いています。反あたり〇〇万円となっております。 受付番号21号。譲渡人、花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、花徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。申請区分面積が、3,178㎡。権利取得後の面積が、3,178㎡。農業の継承、新規登録となっております。 受付番号22号。譲渡人は3名で、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。手々、〇〇歳。〇〇〇さん。手々、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇。申請区分面積は、畑、3,133㎡。権利取得後の面積が、3,133㎡。贈与の受贈となっております。土地改良法による換地処分が行われています。 受付番号23号。譲渡人、兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑、1,325㎡。権利取得後の面積が、16,689㎡。農業の継承、規模拡大となっております。反あたり〇〇万円です。土地改良法による換地処分がされています。以上8件となっております。審議の程宜しくお願い致します。
議長	これから審議に入りたいと思います。受付番号16号について質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
8委員	〇〇さんは、〇〇町ですけど、〇〇〇〇の裏に〇〇〇〇〇〇〇があるんですけど、〇〇さんの隣になるんですけど、そこの職員らしいんです。だからもしかしたら、その障がい者の方々を連れて畑は〇〇だけど、内の集落だけどももしかしたらそこに連れて行って、そう言う体験みたいな事をさせるんじゃないかなと聞きはしたんですけど、本人には聞いてないですよ。そう言う方です。〇〇〇〇の職員らしいです。以上です。
議長	他にありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号16号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

議長

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号17号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

8委員

〇〇さんと〇〇さんは〇〇です。もう〇〇さんは、農業を廃止して島にある家も売って大阪に。完全に土地も売りました。〇〇さんは換地処分した時に登記する予定だったんですが、それが出来なくてそのままだったらしいです。以上です。

議長

他に質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号17号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号18号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号18号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号19号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号19号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号20号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

4委員	この〇〇〇〇〇〇は、徳之島にも事務所とかあるんですか。
事務局	なくて〇〇にあって、会社を新しく作ったと言う風な形みたいです。売る人、〇さんがその中の事務として働いて、そこで実際農業する人は、売るのがやると言う事でした。役員に入ってるみたいです。後ろの方に履歴全部事項証明書載せております。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号20号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号21号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号21号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号22号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号22号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号23号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号23号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

議長	[全員挙手] 許可する事に致します。 以上で議案11号は終わりたいと思います。 続きまして議案12号。農地地目変更申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	議案12号。農地地目変更申請、受付番号8号、対象地は、〇〇〇〇〇〇〇番。198㎡、地目、畑。現況は、原野。4月14日、現地確認を行っています。別紙に、位置図を添付しています。次のページが写真となっております。
14委員	〇〇〇〇〇の奥の海の所に家を造ってる人がいて、その人のお家を通らないところへは行けないんですよ。で、本当に海なんですよ。どうしようもなく、すごい荒れているので。
事務局	申請理由としては、申請地は、昭和〇〇年〇月〇〇日に相続して取得し、当初は、さとうきび栽培をしていたが、隣接地が海浜地と言う地形から、度々塩害による被害が発生。徐々に耕作を放棄した結果、別添(現況写真)のとおりに原野化している状況であり、私も高齢で今後も耕作する予定はなく、今回、非農地として申請するものとなっております。 続けて行きます。 受付番号9号。対象地は、亀津、字、〇〇、〇〇〇〇番〇、191㎡。地目、田、現況、雑種地。申請理由としては、申請地は、高低差が大きく、農業機械による耕作が難しい為に数十年前から耕作がされていなく、一部は資材置き場として利用されている為に雑種地に変更したいと言う事です。 受付番号10号。対象地は、亀津、〇〇、〇〇〇〇番、429㎡。地目は、田。現況は、原野。4月10日に現地確認をしています。申請理由としては、作物を作るのに一人でやるのに無理が出て体調が悪く現在に至っております。荒れている現在ですと言う事であります。それぞれ写真を付けているので、後程、確認をお願いします。以上3件となります。 ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長	これより質疑に入りたいと思います。受付番号8号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
2委員	海岸沿いの所が、いわゆる地価、恐らく相当買っていくと思いますが、こう言う所を一気に認めて行けば海岸は全部いわゆる〇〇〇〇〇の関係でそう言う風になって行くと思いますので、これを認めて行くと次々そう言う案件増えますので、慎重に今後して行かないと、恐らく今後このまわりの今、〇〇〇〇〇〇の所、〇〇さんの所もあの海岸が全部宅地化みたいになっていきます。島が発展することはいいいことなんですけど、農地との兼ね合い、特にあれは県営ですか、土地改良して、ここはしていないと思いますけど、そう言う所お互い農業委員としてしっかりみんなで気持ちを揃えていかないと、〇さん、〇さんも〇〇・〇〇〇・〇〇この海岸の問題については、しっかりお互い気持ちを揃えて行かないと、今後色んな開発業者が入ってきます。そこを我々がこれ安易にして行けば～聞き取れず。特に心配なのは、〇〇〇〇〇の上の方ですかね、A級農地、あの周辺全部A級農地です。そこあたりの地目変更、ここにはこう書いてありますけど、これすぐ宅地にまた地目変更があがってくるとと思いますが、そこあたりを含んで皆さんの意見があれば、特にその〇〇地区、〇〇〇、〇〇地区の委員の方大変ご苦労される今後も可能性あります。これみんなであたらないと、この担当者だけでは荷が重いと思いますけど、私はそう思います。後は皆さんが、賛成・反対で自分の意見を述べて頂きたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。他にございませんか。
14委員	ちょっと補足なんですけど、ここの所行き止まりで先に行けなくて、あっち側からも来れなくて、こっち側からもそこしか行けない
2委員	旧道があるそこですか。
14委員	いやそこじゃなくて、本当に〇〇〇〇〇から奥に行って。
2委員	元々、道がない。
10委員	前、農業委員会でやった～聞き取れず。

2委員	土地、私はわからない。まずそこあたりが、本当はこういう所なんかも現状見た方が、○さん言われたように、道がないから。
14委員	道もなくて、浜からは行けるかも知れないですけど、人の私有地を通らないとそこには行けなくて。
2委員	あとですね、浜は国のものだから～聞き取れず。しっかりとそこあたり線引きとかしないと～聞き取れず。
他委員	聞き取れず。
議長	意見のある方、挙手を持ってお願い致します。他にございませんか。無ければ採決します。受付番号8号について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 [全員挙手] 承認する事に致します。 続きまして受付番号9号について、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。質疑が無ければ採決します。受付番号9号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 承認する事に致します。 続きまして受付番号10号について、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願い致します。
2委員	これは私が見に行きました。○○線の順番からいったら上がりの口の角です。ここあたり何箇所か荒れ地になっております、丁度入口の角で隣に人の名前を挙げますが、○○○○さんの畑もあります。まあこうして一箇所認めればそこもはっきり言ったら、亀津の○○の入口です。知ってると思いますが、はっきり言ったら放置してある様な感じで、私が見たら境も分かりませ

2委員	ん。隣との境も分かりません。だからこういうのなんかも、しっかり相手の隣にたててこれを認めないと、今、原野だけどこいきなりこれを雑種地、ごめんなさい、非農地で認めた場合、何か建てるかもわからないし、隣の人は、〇〇〇〇さんの畑だから～聞き取れず。〇〇さんと言う人良く分かりませんので、〇〇委員とかちょっと中身を教えてから私これもう一回協議してくれとこの前は止めました。
8委員	〇〇さんは、自分の畑を全部貸してるんですね。そして自らは、体調悪くして～聞き取れず。
議長	ここ地籍入ってないの。入ってんじゃない。
2委員	〇〇線の道のそばで、そこ辺りはちゃんとしっかり
他委員	聞き取れず。
議長	販売機の裏。
事務局	入ってない。
11委員	農地によってその水が湧いたりとか、穴があったりとか結構農地で使えない、使えにくい農地とかあってこうなってるのか、ほったらかしてなってるのか。
2委員	ほったらかしてある。
議長	昔の田んぼだから。何十年その辺ある。分からんはず。
2委員	僕が言いたかったのは、まず境がわからない。
他委員	聞き取れず。
2委員	出来たら〇〇〇〇さんとか、ちょっと離れた〇〇〇〇の畑もあるけど、その間荒らしてますから、後でお互いが境で揉める可能性もあるから。はいいいですよとは・・。

4委員	どうしても道がないもんで。
議長	あぜ道しかない。
2委員	今回は保留して、その隣の人にも確認して～聞き取れず。私は、責任が重いから、ちょっと今日はここに出してはあるけど。
議長	隣の人に聞いて、その非農地出すんですけど境界がわからない。いいですか。
2委員	その近辺何箇所か荒れらしてある人がいる。もし出来たら地籍は何かになるの。
事務局	地籍は、建設課。そこあたりに道だけでも。
議長	今から入るんじゃない。こっちから右は入ってるよ。
4委員	手前、〇〇さんが使っている所もあるんじゃない。
議長	真横は、〇〇。〇〇さんの畑。
2委員	そこ色々やられたら農地整備出来ない。〇〇〇〇さんに聞いた方がいい。俺、〇〇だけど親戚じゃない。
議長	隣接者に確認して、来月、又あげてきたらいいんじゃない。
事務局	今回保留して。
議長	来月。
4委員	〇〇さん事態はもう出来ない。
議長	隣の隣接者に、迷惑をかけないと言う事で確認して。又、来月にそれで宜しいですか。皆さん宜しいでしょうか。

議長

[全員挙手]

じゃあ保留と言う事でお願い致します。

以上で、本日の議案は終了致します。

これで、本日の定例会は終了します。

令和7年4月15日

署名委員

武 島 光 子

藤 田 喜 文